

道路占用物件移設補償要綱

制定 昭和 63 年 9 月 2 日（昭和 63 年要綱第 3 4 号）

改正 平成 16 年 9 月 9 日（平成 16 年要綱第 2 号）

第 1 目的

この要綱は、道路管理者が施行する道路工事等により必要を生じた占用物件の移設について、その手続きの合理化および移設に伴う損失の適正かつ妥当な補償の確保を図ることにより、道路に関する事業の円滑な遂行に資することを目的とする。

第 2 補償の原則

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 71 条第 2 項の規定に基づき移設を命じ、または依頼した場合における補償については、次に定めるところによる。

1. 道路工事が原因となるもの

道路工事（道路本体および道路付属物の新設、改築または修繕に関する工事をいう。以下同じ。）の施行に伴い支障となる占用物件の移設は、法第 71 条第 2 項第 1 号該当として処理し、移設費の補償は行わない。

2. 道路工事を伴うことなく占用の位置を変更するもの

道路工事または道路工事以外の工事（以下「他の工事」という。）を伴うことなく占用の位置を変更するものは、法第 71 条第 2 項第 2 号該当として処理する。

3. 同時施行で他の工事が原因となるもの

道路工事と水道工事等他の工事とが同時に施行され、占用物件の移設の必要を生じた原因が当該他の工事である場合は、法第 71 条第 2 項第 3 号該当として処理する。

4. 同時施行で両方の工事が原因となるもの

道路工事と鉄道工事等他の工事とが同時に施行され、占用物件の移設の必要を生じた原因が両方の工事にある場合は、道路工事に係わるものは法第 71 条第 2 項第 1 号、他の工事に係わるものは同項第 3 号に該当するものとする。

5. 道路管理者を異にするもの

道路工事を施行する道路管理者と異なる他の道路管理者が当該工事の施行に伴い占用物件の移設を命じ、または依頼した場合は、法第 71 条第 2 項第 1 号該当として処理する。

6. 都市計画事業として道路工事を施行するもの
都市計画事業として道路工事を施行することに伴い支障となる占用物件の移設は、当分の間、法第71条第2項第1号該当として処理する。

第3 法第71条第2項第1号に該当する工事で移設補償を要するもの

道路工事が原因となる移設であって、占有者に移設費を負担させることが著しく受忍の義務の限度を超えると認められるものは、次に該当する場合に限り、当分の間、予算の範囲内でその移設費の一部または全部を補償するものとする。ただし、占用許可の時点で将来移設を必要とすることが相当程度具体的に予測できるものについては、この限りではない。

1. 移設費の50パーセントを補償するもの

- (1)次に掲げる工事に起因して生じた大規模な移設工事でその移設費がこの要綱の実施細目で定める基準移設工事額を上回る場合の当該上回る移設費の金額

- ① 道路と道路の立体交差工事
- ② 共同溝工事（共同溝整備等に関する特別措置法に基づくものに限る。）
- ③ 道路管理者の行う地下道工事
- ④ 軌道法に基づく新交通システムのインフラ建設工事

- (2)基準移設工事額は、物価上昇との調整を図るため改訂するものとする。

2. 移設費の全額を補償するもの

- (1)道路工事に先行して新設した占用物件で計画変更によって2年以内に移設の原因が生じたもの
- (2)道路工事が原因となって占用物件を移設したのち、計画変更によって2年以内に再移設の原因が生じたもの

第4 移設に係わる事前措置

1. 事前調整

道路工事の設計に当たっては、占用物件の無用の移設工事を生じないよう事前に十分調査し、移設を行わせる場合にも、時期、工法、移設位置等適切に指示して、最小の費用で効果的に施行できるよう努めるものとする。

また、計画変更等が生じた場合には、速やかに移設工事（先行占用工事を含む。）の施行者に連絡するものとする。

2. 移設依頼（または命令）内容の明確化

占用物件の移設を必要とするときは、次の事項を記載した文書により命令し、または依頼するものとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業年度
- (3) 移設期限
- (4) 移設物件
- (5) 根拠（法第 71 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれに該当するかを明示すること。）

第 5 移設により新たに占用物件となるものの措置

道路工事の施行に伴い支障となる物件で、道路区域外から道路区域内に移設するものについては、移設費の 50 パーセントを補償する。この場合における移設費には、当該移設によって影響を受ける道路区域内における移設に要する費用を含むものとする。

第 6 補償の請求等

1. 補償は、その対象たる移設工事が完了した後、当該占用者から補償の請求があったものについて行う。ただし、移設工事が完了した日から 1 年以内に請求がないものについては補償しない。
2. 補償の額の査定に際し必要な資料は、請求人に提出させるものとする。
3. 要綱第 3 の 1 に関する補償請求に対しては、内容査定の結果、移設工事費が基準移設工事額に満たないとき等補償の必要がないと認められる場合は、理由を付し、文書によりその旨を請求人に通知するものとする。

第 7 委任

この要綱の実施に当たり必要な事項は、実施細目で定める。

第 8 適用

1. この要綱は、決定の日から施行し、施行の日以降に行ったりは行われる移設の命令または依頼に基づく移設工事に適用する。ただし、施行の日以前になされた個別的な協定又は協議に係るものについては、この限りではない。
2. 品川区道路占用料等徴収条例（昭和 28 年条例第 10 号）に定める道路占用料を全額免除されている占用者に係る補償については、第 3 の 1 の規定は適用しない。
3. 東日本電信電話株式会社またはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が行う移設工事については、第 8 の 1 の規定にかかわらず、この要綱の施行日以降行われる移設の命令または依頼に基づくものに適用する。